一、同社ニ対スル答ハ左ノ如シ（非公式）

一、世間公開目的限リ、

一、解雇者四名、

一、争議期間内争議中ノ日給給料モ一部（六ヶ月）

一、解雇者ニ対シテハ別ニ物質的援助ヲ給ス。

（ロ）東京市電気局　九、一九、四

所在地、鉄道省業務課ニ於テ、

労働者　一三、三一三名

争議ノ数、一〇九三名

争議経過

市電ニ於テハ従来ヨリ勤務成績不良ノ者ヲ整理スベク計画シ一千有余

欠勤多ク成績不良ナル者ヲ選別シ早晩退去セシムベク第二

上司ニ対シ反抗シ或ハ横暴ニシテ職務中ナリシ者及ビ係員ノ

ノ団体員ニシテ其ノ他業務ヲ妨害セル者ヲ九月十一日ヨリ

先ヅ解雇者ノ通知ヲ発シ順次ニ中旬ヨリ発令ヲナセリ。

九月廿日頃ヨリ争議ノ解決

一、従業員ノ就業者ハ平時ノ状態ナリシ

然レドモ各職ノ不平分子ハ相当多数アル様子ナリシカバ

当局ハ当局ト別ニ難シ

二、今後ノ動向状態ノ回復ヲ待シ得ルモノト思ハル平時ノ経営

サレタシ

四月ニハ将来ニ於テ再ビ過大ナル要求ヲ為スノ時ハ同様ニ解雇スル

モノトス

三、前例ニ依リ解雇者ニ対シテハ従来ノ解雇手当ヲ支給

セラレタシ

財團法人